

2017年3月30日

伊方3号炉広島地裁決定についての声明

伊方原発をとめる弁護団

伊方原発をとめる会

1. 本日、広島地方裁判所は、伊方原発3号炉について、運転差止を求める仮処分
の申立を却下した。福島原発事故の悲劇に目を塞ぎ、福島原発事故を防ぐこと
ができなかった司法の責任を忘れた許し難い決定である。
2. しかも、その決定理由は、原子力規制委員会の審査に適合した原発については、
審査基準に不合理な点がなく、基準適合性の判断に不合理な点がなければ原発
の安全性が認められるとするもので、福島原発事故以前の旧態依然とした論理
に基づく、不当極まりない決定である。その上、基準地震動、基準津波、火山
事象等について、四国電力や原子力規制委員会の考え方をなぞっただけに過ぎ
ず、住民の権利を守るという視点は完全に欠落している。しかも、内陸地殻内
地震についてのすべり量飽和の問題や入倉・三宅式の問題について、四国電力
の想定の合理性について確証を得られなかったとしながら、本訴で審理すべき
であるとして、その危険性に目を瞑ったことは看過し難い責任放棄である。
3. 私達は、このような決定を断じて許すことは出来ない。
4. 伊方原発は、我が国最大の活断層である中央構造線の直近にある上、南海地震
の震源域にあり、地震による危険性は全国でも飛び抜けている。しかも、事故
が発生した場合には、佐田岬の半島側に居住する約5000人もの人々が避難
出来ないことも常識となっていると言って過言ではない状況にあり、閉鎖性水
域である瀬戸内海が死の海になることは必定である。
5. 伊方3号炉について、近々に松山地方裁判所において仮処分決定が予定されて

いるが、松山地方裁判所では、高知大学の岡村眞教授が中央構造線の危険性を具体的に指摘するプレゼンを行っている。また、愛媛新聞が本年2～3月に行った県民世論調査では、実に89.0%もの県民が不安を感じ、68.4%もの県民が再稼働に反対の意を示している。

6. 松山地方裁判所での仮処分決定では、中央構造線の危険性を直視した、地元県民の不安に応えた正当な決定がなされ、裁判所が基本的人権の擁護という本来の使命を果たすことを私達は確信している。

以上